

令和5年度第2回定時理事会議事録

1 日時

令和5年12月11日（月） 午前10時10分から午前11時30分まで

2 場所

小平市美園町一丁目8番5号 小平市民文化会館 地下1階レセプションホール

3 出席者

(1) 来館による出席者

理事：関口徹夫（代表理事・議長）、剣持庸一、川上吉晴、玉置善己

監事：村上哲弥、菱山園子

(2) 遅参による出席者

なし

(3) 欠席者

理事：栗山丈弘

(4) 事務局

首藤事務局長兼総務課長、新井事業課長、玉井事業担当係長、師岡ふるさと村担当係長、窪田管理担当係長、関口総務担当係長、永瀬総務担当主任

4 議 題

報告事項 代表理事の職務執行の状況について

報告事項 令和5年度上半期 事業報告および財務諸表等について（報告）

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和6年度事業計画（案）について」

第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する
規程の制定について」

第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 会計処理規程の一部改正について」

第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 職員の給与に関する規程の一部改正について」

第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和5年度第2回評議員会の招集について」

5 議事の経過とその結果

午前10時10分、関口代表理事（以下「関口議長」という。）が開会を宣言した。

(1) 定足数の確認

首藤事務局長兼総務課長（以下「首藤事務局長」という。）より、会議成立に必要な定足数について、理事の現在数5名、会議の定足数3名のところ、本日の出席者4名という報告があり、定款第35条の規定により定足数に達しているので会議は成立している旨が確認された。

関口議長は議事に入る前に、公益財団法人において理事会が果たす役割や責任についての説明と、

前回5月の理事会以降に開催された評議員選定委員会及び評議員会の概要の報告を事務局に求めた。関口議長の求めに応じて、永瀬総務担当主任から次のように説明された。

永瀬総務担当主任 当日資料として机上配付している「公益財団法人の理事必携」という表題のA4両面1枚の資料を参照されたい。こちらは公益法人における理事の役割と責任について、内閣府公益認定等委員会がまとめ、公表している資料である。こちらの資料を使って、私から要点を説明する。

まず、中段の「公益法人・一般法人の各機関の役割と責任」の図をご覧ください。図の右下の※に記載があるとおり、公益法人においては「理事会」「代表理事」「監事」を必ず置かなければならないこととされており、当財団においても法令に従いそれらの機関を設けている。なお、図中の監事の下に記載がある「会計監査人」については、収益や費用が1,000億円以上、負債が50億円以上という、予算規模の大きな法人では設置が必須となっているが、当財団は条件に当てはまらないため、会計監査人は設置していない。

また、財団法人であるので、最高議決機関として「評議員会」がある。したがって、当財団においては「理事会」「監事」「評議員会」の3つの機関を設置して運営している。

続いて、今ご覧いただいた図の下にある【理事の義務・責任】について説明する。理事の義務として、5つの項目が記載されている。

①の善管注意義務については、当財団との委任関係になるため、一般に職務に期待される注意義務を負うこととなる旨が記載されている。

②の忠実義務は、法令や定款を遵守し、法人にとってよりよい結果となるように職務を行う義務を負うことが記されている。

次に③の競業・利益相反取引の承認と報告の義務についてである。競業取引とは、法人の行う事業と競合する取引をすること、利益相反取引とは、法人の利益を犠牲にして自己または第三者の利益を図ることである。これらの取引を行うことは、②で示された忠実義務に反することにもなりえるので、理事会の承認と取引後の報告の義務が生じる。

理事会は法人の業務執行についての意思決定を行う機関であるので、④のとおり、評議員会から求められた場合には説明をする義務がある。なお、監事についても、理事の業務執行をチェックする役割であることから、同様に評議員会への説明の義務を負っているが、今のところ当財団においては評議員会から理事及び監事に対し、説明を求められた事例はない。

最後に⑤の監事に対する報告義務についてである。監事は業務・財産状況の調査や、必要に応じて理事の行為の差し止め請求を行う権限を持つため、法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると考えられる場合には、速やかに監事に報告をすることが義務とされている。

次に、最下段をご覧ください。理事が問われる可能性のある責任についての記載である。こちらには理事の任務を怠った場合や、悪意または重大な過失があった場合に、責任を問われる可能性がある旨が書かれているが、当財団においてはこれまでにそのような事例はない。

続いて、裏面をご覧ください。【理事会・理事の権限】についてである。まず1段目に理事会の主な権限が挙げられている。こちらは記載のとおりであるが、これまで説明してきた理事の職務を遂行するための権限が与えられているとご認識いただきたい。

2段目であるが、こちらは理事会で議決することが必要な重要な事項が挙げられている。

3 段目、4 段目は代表理事及び業務執行理事に関する事項である。業務執行理事は業務執行に関する意思決定だけでなく、実際に業務を執行する理事である。現在当財団では、業務執行理事は置いていないが、定款上は1名まで置くことができるものとされている。

代表理事は代表権を、業務執行理事は業務執行権を持つことから、理事会において自己の職務執行状況を報告する義務を負っている。職務執行状況を報告するタイミングについては、当財団では定款において、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、報告しなければならないことと定めている。ちょうど本日の議事の中にもあるが、当財団では5月頃と12月頃に開催している第1回、第2回の定時理事会において、代表理事の職務執行の状況を報告している。

説明は以上である。

説明後、特に質疑はなかった。

首藤事務局長 前回5月の理事会以降、本年6月に開催された評議員選定委員会と評議員会の結果の概要を報告する。最初に6月23日に開催された評議員選定委員会について報告する。

評議員選定委員会とは、通常4年程度が任期と定められている評議員について、任期満了等により改選の必要が生じた際に、評議員を選任するための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定にしたがって評議員を選任するために組成する選定機関である。

当日は5名の委員により、先の理事会で決定した次期評議員候補の推薦者6名について審議が行われ、次期評議員に山田大輔氏、磯崎澄氏、木村松子氏、田村浩三氏、伊藤俊哉氏、池田ともゆき氏の以上6名を新たに選任することで決した。

次に、評議員選定委員会の終了後、同じ日に開催された評議員会の状況や当財団の対応について、概要をご紹介します。

当日は、当財団の令和4年度の事業報告及び決算の承認及び次期役員の選任が、主な議題であった。全ての議案は承認をいただいているが、全体で6点程度、決算関係でご質問やご要望があったので、ご紹介する。

はじめに、当財団の定款第4条に規定されている事業について、会計上、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の、どの区分に対応するのかご質問があった。当財団の定款第4条では、法人として目的を達成するため、文化芸術の振興に関する公演及び展示の実施に関する事業や、市民の自主的な文化芸術活動の育成及び支援に関する事業など、6つの事業を掲げている。回答として、経費の大部分は公益目的事業会計に当てはまるが、施設の貸館業務は収益事業等会計、法人自体に関する会計は法人会計に区分している旨をお答えしている。

2つ目の質問として、定款第4条と個別の事業報告に挙げられている各事業の分類・対応についてご質問があった。当財団では便宜上、鑑賞系事業、啓発系事業、育成系事業、支援系事業、地域の振興に関する事業に分けており、定款に掲げた複数の項目に当てはまる事業が多い旨をお答えしている。また、市から受託する施設の管理運営に関する事業では、「世界のピアノ弾き比べ体験会」や「避難訓練コンサート」を、法人の目的を推進するために必要な事業として、「ルネこだいら友の会事業」が該当する旨をお答えしている。

3つ目の質問として、当財団が令和4年度末に策定した第1次経営計画に記載した令和4年度

の決算見込みと実際の決算額の差についてご質問があった。全体的な傾向は間違っていないものの、実際に決算を行った結果、決算見込みの時に見落としていた数値もあり、結果として実際の金額と差が生じてしまった。今後もより精度の高い会計処理を目指していく。

4つ目として、職員の人数、施設利用料やルネこだいら友の会会員増減の内訳について、決算資料に記載してほしい旨のご要望があった。職員の人数や施設利用料については、当財団の経営計画に過年度の状況を掲載しているが、ルネこだいら友の会会員数の増減内訳も含め、ご要望の点について検討する。

5つ目として、令和4年度のルネこだいら友の会の加入状況の評価について、ご質問があった。令和4年度は新規入会が435人、退会者が293人となっているので、前向きな評価をしている。

最後に、令和4年度の決算見込みと決算について、収益と費用の差額の内容についてご質問があった。事務局では、具体的な分析まではできていないところであるが、今後も可能な限り決算内容の分析を行いながら、事務を進めていきたいと考えている。

以上が、本年6月に開催された評議員選定委員会と評議員会の結果の概要及び当財団の対応等である。報告は以上である。

事務局からの報告後、特に質疑はなかった。

(2) 報告事項 代表理事の職務執行の状況について

代表理事である関口議長から、次のような報告があった。

関口議長 上半期は、5月に新型コロナウイルス感染症の扱いが季節性インフルエンザと同等となり、また本年度は当財団にとっては、小平市民文化会館と小平ふるさと村の開館・開園30周年の記念の年であるので、長かったコロナ禍を抜け、良い再スタートができたのではないかと思っている。

小平市民文化会館の自主事業では、昨年度より1事業多い24事業を実施した。事業数は1事業の差であるが、30周年を祝う祝祭感のある事業を数多く展開し、大勢のお客様に魅力的な催し物をご鑑賞いただいた。鑑賞系事業では、世界的なジャズピアニストである小曾根真や日本を代表するポップスターである郷ひろみのコンサートなどの30周年記念事業や、コロナ禍での延期を経てようやく実施に至った声明コンサート、人気講師、神田伯山の独演会など多くの事業で高い券売率を示し、大変な盛況であった。また、啓発系事業では、夏休み期間恒例の「ルネこだいら夏休みフェスタ」に加え、観光まちづくり協会やNHKとの共催による、古代メキシコ展に関連した文化講演会などを実施した。

次に、施設管理関連としては、維持・管理の一環として、21件の修繕を行った。内訳は、空調設備関係11件、電気設備関係2件、衛生設備関係3件、舞台機構関係2件、備品・附属設備関係3件である。

次に、小平ふるさと村では、四季折々の季節を感じる屋外型施設として、全体で20事業を実施し、多くのお客様にご来園をいただいた。

催し物では、郷土の歴史的文化の継承事業として、紙芝居、初心者ベーゴマ教室などの恒例と

なっている事業のほか、「はじめての紙刺繍体験教室」、語りと琵琶、芝居のコラボレーションによる「ふるさと芝居 和物語」などの新たな事業の試みも行っている。「ハンドメイドカレッジ」や「灯りまつり」「黄金まつり」などの参加型の事業も引き続き開催し、ご来園のみなさまが記憶に残る、楽しいひとときを過ごせるよう、努めてきた。

また、施設管理関連では、上半期は支出を伴う修繕はなかったが、日々の点検をこまめに行い、適切な維持・管理に努めている。

来年度は、新たな指定期間の最初の年になる。小平市から引き続き指定管理を任された際には、これまで以上に創意工夫をし、効率的な事務を心掛けるとともに、これからも利用者に信頼される施設運営を行うよう、事務局職員に指示をした。

また、施設管理についても、お客様の安全・安心の確保という観点から、設備の経年劣化の状況については、市に十分な説明を行い、適切な措置を求めるよう指示をしている。

最後に監査であるが、先月22日に菱山監事及び村上監事により、令和5年度の期中監査を実施していただき、本年度上半期の事業及び経理事務等の執行について、問題なく処理されているとの監査講評をいただいている。

以上が、私の直近までの職務執行状況である。

関口議長からの報告後、特に質疑はなかった。

(3) 報告事項 令和5年度上半期 事業報告および財務諸表等について

関口議長の求めに応じて、事務局から次のように説明された。

新井事業課長 私からは、事業報告として、本年度4月から9月末までの自主事業と施設の運営状況を説明する。

はじめに、小平市民文化会館である。小平市民文化会館の自主事業は、年間計画62事業のうち、資料1の10ページに掲げているとおり、上半期は24事業を実施し、延べ人数は19,065人であった。昨年度の上半期は23事業を実施し、延べ人数は17,228人であったので、昨年度と比較して、1,837人の増である。個々の事業の概要については、資料1の1ページから10ページまでを参照されたい。

小平市民文化会館の自主事業全体では、1ページから3ページまでの鑑賞系事業は16公演を実施し入場者数は13,342人、4ページ及び5ページの啓発系事業は4公演を実施し入場者数は3,902人、6ページの育成系事業は1公演を実施し入場者数は521人、7ページの支援系事業は3公演を実施し入場者数は1,300人、9ページの地域の振興に関する事業は上半期に実施した事業はなかった。合計で24事業を実施し、延べ人数は19,065人で、昨年度の上半期と比較して1,837人の増である。

次に、本日机上配付した資料、新型コロナウイルス感染拡大前後における数値の推移、をご覧いただきたい。小平市民文化会館の自主事業全体のコロナ禍前との比較を説明する。小平市民文化会館の令和5年度上半期の実施事業数は24事業と、コロナ禍に入る前の令和元年度上半期の実施事業数並びに昨年度令和4年度上半期の実施事業数と同数程度実施している。また、令和5年度上半期の延べ人数については、令和4年度上半期を上回り、また、コロナ禍前の令和元年度

の状況に回復傾向にある。回復傾向にある要因としては、令和3年度の下半期以降、イベント開催制限による人数制限が緩和され、当財団の自主事業では客席定員まで入場が可能になったことや、感染症拡大防止を目的とした行動制限が解除されたことで、外出を伴うレジャーが伸びていることなどが作用したものと考えている。

次に、11ページをご覧いただきたい。小平市民文化会館の令和5年度上半期の施設の利用状況を説明する。大ホールの使用率は80.4%で昨年度と比較して0.7ポイントの減、中ホールの使用率は73.3%で昨年度と比較して5.0ポイントの減、レセプションホールの使用率は73.3%で昨年度と比較して4.1ポイントの増であった。ホール以外の施設では、展示室の使用率は48.5%で昨年度と比較して6.3ポイントの減だったほか、練習室1、2、3を含めたその他施設全体の使用率は82.9%で昨年度と比較して0.8ポイントの増であった。利用者数は、すべての施設合計98,748人で昨年度と比較して18,134人の増であった。

次に、机上配付資料をご覧いただきたい。施設の利用状況について、コロナ禍前との比較を説明する。小平市民文化会館の施設使用率は、ホール系施設その他施設ともに、コロナ禍に入る前の令和元年度の年間使用率に近づいている。一方、利用者数については、令和4年度から令和5年度に掛けて上向きに変化をしているものの、ホールでの催し物について、ホールを利用する主催者において長いコロナ禍で活動を休止した団体もあることから、年間を通じてみるとコロナ禍前の状況には至っていないものと考えている。

次に、13ページをご覧いただきたい。上半期の主な修繕実績である。空調設備では、空調機AHU、エア・ハンドリング・ユニット6号機の加湿器交換修繕、電気設備では、搬入口照明器具交換LED化修繕、衛生設備では、屋上雑用水用私設メーター交換修繕、舞台機構では、大ホールどん帳落下防止金具取付修繕、その他、備品附属設備等では、防犯カメラ設置修繕などを行い、施設の適切な維持・管理に努めた。下半期についても、年度当初に掲げた予定修繕、その他緊急修繕など、建物、設備の保全を図る予定である。

次に、15ページをご覧いただきたい。施設の管理運営に関する事業である。今年度上半期は、例年開催している「世界のピアノ弾き比べ体験会」及び「避難訓練コンサート」のほか、新たに「バックステージツアー2023」並びに「子どもレセプションニスト講座」を実施した。「バックステージツアー2023」は、中学・高校生が当館舞台スタッフから舞台・照明・音響の仕組みを学び、実際の舞台の仕込み、照明、音響操作のほか、舞台・照明・音響機構を用いた舞台出演者も体験できる企画で、舞台の裏側を知りホールの業務を体験することで、ホールに関わる職業に興味を持つきっかけづくりを図った。また、「子どもレセプションニスト講座」については、小学4年生から6年生までの児童が当財団主催公演の案内業務従事者、いわゆるレセプションニストから礼儀作法や入場券のもぎり方、客席の案内方法などを学ぶとともに、実際のコンサートでレセプションニストを体験することで、ホールに関わる仕事に興味を持つきっかけをつくることを狙いとしたものである。

以上が小平市民文化会館の本年度4月から9月末までの自主事業と施設の運営状況である。

次に、小平ふるさと村の自主事業と施設の運営状況を説明する。小平ふるさと村の事業については、年間計画44事業のうち、資料1の10ページに掲げているとおり、上半期は20事業を実施し展示事業を除いた延べ人数は6,010人であった。昨年度の上半期は17事業を実施し延べ人数は7,105人であったので、昨年度と比較して1,095人の減である。個々の事業

については、資料1の8ページから10ページまでを参照されたい。

小平ふるさと村の自主事業全体では、郷土の歴史的文化の継承事業は8ページの参加事業は8事業を実施し参加者数は745人、9ページの展示事業は4事業を実施し観覧者数は11,841人、9ページ下段から10ページまでの地域の振興に関する事業は8事業を実施し参加者数は5,265人、合計で20事業を実施し、展示事業を除いた延べ人数は6,010人で昨年度と比較して1,095人の減である。

次に、机上配付資料をご覧いただきたい。小平ふるさと村の自主事業について、コロナ禍前との比較を説明する。小平ふるさと村の令和5年度上半期の実施事業数は20事業と、コロナ禍に入る前の令和元年度上半期の実施事業数並びに昨年度令和4年度上半期の実施事業数と同数程度になっている。また、延べ人数については、「ふるさと村の黄金まつり」や、「小平ふるさと村の灯りまつり」など、当財団として工夫を凝らした催しを実施できており、令和4年度上半期と比較すると1,095人の減となっているものの、コロナ禍前の令和元年度上半期の延べ人数を上回るなど、今年の夏の猛暑も考慮すると回復傾向にあると捉えている。

次に12ページをご覧いただきたい。入園者数である。上半期の入園者数は30,922人で昨年度と比較して2,114人の減であった。

次に、机上配付資料をご覧いただきたい。小平ふるさと村の入園者数についてコロナ禍前との比較を説明する。令和5年度上半期の小平ふるさと村の入園者数については、令和4年度と比較して減となっている。これは、令和4年度の上半期は令和5年度の上半期よりも集客を伴う催しを1事業多く実施したことや、令和5年度は猛暑による外出控えが長引いたことが影響したことによる減と捉えている。一方で、コロナ禍以降は小平ふるさと村の認知度もやや向上し、自宅等から程遠くない場所への外出、いわゆるマイクロツーリズムが増えていることなどを反映して、催しの開催がない期間の来園者数が全体的に増加していることから、令和5年度の入園者数はコロナ禍前の令和元年度と同数程度に回復しているものと考えている。

次に、14ページをご覧いただきたい。小平ふるさと村の上半期は支出を伴う修繕はなかったが、日々の点検を行うとともに施設の適切な維持・管理に努めてきた。

以上が小平ふるさと村の本年度4月から9月末までの自主事業と施設の運営状況である。
事業報告の説明は以上である。

続いて、首藤事務局長から財務諸表等について説明があった。

首藤事務局長 資料1の16ページの期中の貸借対照表をご覧いただきたい。当年度9月末時点の状況であるが、Ⅰの資産の部は、1の流動資産と2の固定資産を合わせ、6億7,963万8,984円である。Ⅱの負債の部は、1の流動負債が523万3,010円である。Ⅲの正味財産の部は、1の指定正味財産と2の一般正味財産を合わせ、6億7,440万5,974円である。これにより、最下段の負債及び正味財産の合計は、6億7,963万8,984円となっている。次に、17ページの貸借対照表内訳表は、当年度9月末時点の公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の会計区分ごとの内訳を示したもので、右端の合計欄は前のページでご説明した貸借対照表の当年度9月末の各項目の金額と一致している。

次に、18ページから、当年度9月末時点の正味財産増減等の状況について説明する。令和5

年4月1日から令和5年9月30日までの正味財産増減計算書上段のⅠの一般正味財産増減の部の1の経常増減の部の(1)経常収益であるが、合計で3億2,242万9,224円となっている。同ページ中段以降の(2)経常費用であるが、①事業費については、合計で2億644万4,994円、②管理費については19ページ上段の管理費計のとおり138万2,709円となっている。したがって、その下の当期経常増減額及び2の経常外増減の部の(2)経常外費用の当期一般正味財産増減額は、ともにプラス1億1,460万1,521円となり、一般正味財産期末残高は1億7,440万5,974円、また、最下段のⅢの正味財産期末残高は6億7,440万5,974円となっている。

今回は上半期の期中監査後の状況であるので、今後も催し物の開催によるチケット売上などの収益やコンサートなど公演終了後の費用の支出がある。現在は収入が先行しているが、期末に向け財団の事業も進んでいくので、全体としての収支の増減は今後も変動があるものと考えている。

次に、20、21ページは、当年度9月末時点の正味財産増減計算書の会計別内訳であり、右端の合計欄はただ今説明した正味財産増減計算書の当年度9月末の各項目の金額と一致している。

次に、22ページの令和5年9月30日現在の財産目録であるが、貸借対照表の明細を示すものとして預金口座や地方債等の明細を記載している。

次に、資料2の附属資料は、1～6ページが委託契約、7～8ページが物品契約、9～10ページが賃貸借契約の契約台帳である。

また、資料3の参考資料は、貸借対照表と正味財産増減計算書の当年度9月末と前年度9月末との比較表である。2ページの正味財産増減計算書上段の経常収益では、概ね4,700万円程度増えているが、これは主に指定管理料の金額について、電気料金や委託費の高騰に備えるため、市と協議の上、前年度よりも増額されていることや、小平市民文化会館の開館30周年の記念事業を始めとした公演のチケット売上が順調であることによるものと捉えている。下段の経常費用については30周年記念事業の実施にともなって委託費が上昇し、同時期と比較して概ね1,000万円程度増えている状況である。

次に、参考資料の資料6、数値目標の9月末時点の中間実績を報告する。コロナ禍を脱し、いずれもおおむね以前の数値に戻ってきていると考えているが、本年度は30周年の記念の年であることから、幾分例年とは違った傾向も現れている。今回の報告は半年分の集計であるので、あらかじめご了承の上ご理解いただきたい。

まず、数値目標1の小平市民文化会館の年間入場者数であるが、9月末時点の実績値は98,748人である。上半期の入場者数は、新型コロナウイルス感染症防止対策を継続し、一般の観客を入れずに関係者のみで開催する団体や、コロナ禍をきっかけにして活動を休止した団体もあり、コロナ禍前の水準に戻ってはいないが、昨年度と比較して増加している。なお、イベント開催状況はおおむねコロナ禍以前に戻りつつあるため、施設利用率は回復傾向にあるものととらえている。今後もお客様が安心して利用できる施設運営を心がけていく。

次に、数値目標2の小平ふるさと村の年間入場者数であるが、実績値は30,922人である。上半期の入園者数は、夏季の猛暑の影響もあり、昨年度に比べ多少減少しているが、コロナ禍の影響はほぼないものと考えている。目標を達成するべく下半期も工夫しながら計画した事業の実施に努めていく。

次に、数値目標3の小平市民文化会館の自主事業における来場者の満足度であるが、引き続き

上半期は高い実績値を示している。今年度はルネこだいらの開館30周年記念事業として実施してきた、郷ひろみ、小曾根真などの著名なアーティストの公演や、神田伯山独演会などの事業が、いずれも好評をいただき、高い評価につながったものにとらえている。

次に、数値目標4の小平ふるさと村の自主事業における来場者の満足度である、上半期は3つの事業でアンケートを実施し、特に「はじめての紙刺繍体験教室」の参加者から高いご満足をいただいている状況を確認している。

次に、数値目標5の貸館利用者の満足度の確保であるが、現在アンケート調査を実施しており、今回は集計結果を示すことができないため、上半期は空白になっている。

最後に、数値目標6の小平市民文化会館が実施する自主事業数に占める鑑賞系事業以外の事業数の割合であるが、33%となっており目標を達成している。なお、開館30周年記念事業として、例年よりも華やかな公演を企画してきたが、ツアーの一環としての公演も多かったため日程の調整が難しく、結果的に上半期に鑑賞系の催しがやや集中した。そのため、昨年度までの数値と比較すると、9月末時点では少々割合が下がっているが、今後下半期に鑑賞系以外の催しを順次実施していくので、数値は前年度までのものに近づいていくものと考えている。

以上が、本年度の数値目標、9月末時点の中間実績である。

これらの内容を踏まえ、先月22日に実施した期中監査の結果について、報告する。菱山監事、村上監事の両監事からは、業務執行については適正に行われており、事業報告は法令及び定款に従い、事業の実施状況等を正しく示しているものと認める。貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、一般的に公正妥当と認められる公益法人会計基準、法令、定款及び会計処理規程に従い、財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認める、との監査報告をいただいている。また、特段指摘すべき事項はないとの講評であった。事務局としては、今年度の残りの期間、引き続き公益財団法人として適切な事業と予算の執行に努めていく。

以上が財務諸表等の説明と期中監査結果の報告である。

事務局からの報告後、特に質疑はなかった。

- (4) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和6年度事業計画(案)」について
関口議長の求めに応じて、新井事業課長から次のように説明された。

新井事業課長 公益財団法人小平市文化振興財団 令和6年度事業計画(案)について説明する。

現在、関係各所と調整を行っている公演もあり、日程や出演者等が決定していないものもあるが、現時点において概ね調整がついている令和6年度の自主事業計画案について概要を説明する。

はじめに、第1号議案資料1ページの「令和6年度 小平市文化振興財団 事業計画(案)」をご覧ください。計画案の全体としては、当財団の理念である定款に規定する目的を達成するため、公益財団法人小平市文化振興財団第1次経営計画において、文化芸術を誰もが共有し、担い手を育て、まちへの愛着を持ちながら更に発展するよう、「～親しみ 支え 育み つながる～」をキャッチフレーズとして掲げ、運営方針に基づき、事業計画を立案する。なお、令和5年度までの事業計画案については、小平市民文化会館及び小平ふるさと村それぞれにおいて、毎年度事業目標を掲げ、それに沿って計画をしてきたが、本年3月開催の令和4年度第3回定時理事会に

において、第1次経営計画策定の決議をいただいたことから、令和6年度の事業計画案からは第1次経営計画に掲げる運営方針並びに各運営方針の基本姿勢に基づき立案した。令和5年度まで毎年度掲げていた事業目標は第1次経営計画に包含されたことから、理事会資料としては作成しないことを、あらかじめ申し添える。

次に、令和6年度小平市民文化会館の自主事業計画案の概要を説明する。第1号議案資料の2ページ、A3版横長の「令和6年度小平市民文化会館 自主事業 分類別・月別計画表（案）」をご覧いただきたい。表の一番左の列に鑑賞系事業の計画案を掲載している。4月に、デビュー40周年を迎える日本が世界に誇るサックス奏者須川展也のコンサート、6月に、実力と人気をともに兼ね備えた若手ピアニスト牛田智大と、令和3年度の当財団の自主事業でも好評を博したチェリスト上村文乃の共演、7月に、全国の公立文化施設が加盟する全国公立文化施設協会が各館に呼び掛け統一的に企画する、中村獅童が演じる松竹特別歌舞伎を、12月には、季節感ある文化芸術公演として、ウクライナ、キーウ市立アカデミー・オペラ・バレエ青少年劇場を母体とするバレエ団によるキーウ・クラシック・バレエ「くるみ割り人形」を計画している。

このほか、人気の落語の公演として、入場料千円で気軽に楽しめる「ルネお笑い演芸館」を5月と9月に、寄席の公演を6月と11月に計画をしている。平日夜に1時間公演の「ワンアワーコンサート」では、若手の注目株や中堅の実力派の演奏家を迎えて、9月、10月、11月に3回計画している。また、平日昼に1時間公演の「ランチタイムコンサート」を5月、6月、10月、12月、2月に5回計画している。

子育て世帯や家族等がともに楽しめる事業としては、出演者が動物に扮して演奏をすることで、視覚情報により子ども達の興味をより引きつける、クラシックコンサート「音楽の絵本」を、2月には、音楽家と道化師が言葉を使わずに贈る楽しく美しい舞台「らふいゆれふいゆ」を計画している。

次に、表の左から2番目の列に啓発系事業の計画案を掲載している。啓発系事業では8月に、「ルネこだいら夏休みフェスタ」を、アウトリーチの出前コンサートでは、市内の小学校を対象に吹奏楽のコンサートを昨年度から2校増の9校で実施する予定である。

このほか、「吹奏楽のまち こだいら」の推進事業として、9月に「航空自衛隊音楽隊演奏会」、12月に「陸上自衛隊中央音楽隊演奏会」、2月に「東京消防庁音楽隊演奏会」を計画し、吹奏楽の魅力に興味を持つきっかけになるような、良質な演奏会を実施していきたいと考えている。

表の左から3番目の列には、育成系・支援系事業の計画案を掲載している。4月には「春の高校演劇スペシャル」、5月には「こだいら雨情うたまつり」、7月には地域で活動するアーティストバンクこだいらの登録アーティストが出演する「ホリデーコンサート」、9月には市民参加型企画の「市民ピアノリレー」と、12月に「こだいら合唱団演奏会」を計画している。

10月には、春の高校演劇スペシャルの中学生版として、(仮称)ルネこだいら中学演劇祭を新たに計画している。これは北多摩地域の中学校演劇部で組織する、北多摩中学校演劇舞踊研究会と共催で同研究会の発表会を開催するもので、演劇を通じた次世代育成の取り組みを進めることで、文化・芸術の裾野を広げていくことを狙いとしている。

「吹奏楽のまち こだいら」の推進事業としては、10月に、中学・高校生を対象として演奏する楽しさを体験できるプログラムを組み込んだ、東京吹奏楽団による楽器クリニックと合同演奏会を計画している。

また3月には、地域の市民吹奏楽団による「たまほくミュージックフェスティバル」を計画するとともに、「吹奏楽フェスティバル」では、市内の中学・高校の吹奏楽部の定期演奏会を集中的に開催することを計画し、「吹奏楽のまち こだいら」の機運を盛り上げていきたいと考えている。

表の右から2番目の列には、郷土の歴史的文化の継承及び地域の振興に関する事業の計画案を掲載している。11月にみんなのまちこだいらと題して「児童絵画コンクール」、1月には「丸ポストフォトコンテスト」、3月には「ルネフォトコンテスト」と、3つの展示事業を計画しているほか、10月には市内の障がい者施設への吹奏楽の出前コンサートを実施する予定で計画している。

表の一番右の列には、小平市から受託する文化芸術に関する事業と、施設の管理運営に関する事業の計画案を掲載している。小平市から受託する事業については、小平市から二十歳の集いの業務の一部を受託する事業を計画している。施設の管理運営に関する事業では、12月に、コンサート中にテロが発生したことを想定してお客さまにも実際に避難訓練に参加していただく、「避難訓練コンサート」を計画し、防犯意識の向上や非常事態における職員のスキルアップを図りたいと考えている。また、本年度、令和5年度から新たに実施した「バックステージツアー」を8月に、「子どもレセプション講座」を12月に計画している。

令和6年度 小平市民文化会館自主事業計画案全体としては、合計55事業を計画案としている。

以上が、令和6年度 小平市民文化会館の自主事業計画案の概要である。

次に、令和6年度 小平ふるさと村の自主事業計画案の概要を説明する。第1号議案資料の3ページ、A4版縦長の「令和6年度 小平ふるさと村 自主事業分類別・月別計画表（案）」をご覧ください。

表の左半分の列に郷土の歴史的文化の継承に関する事業の計画案を掲載している。親子体験教室として、4月から5月にかけて「紙の鯉のぼりづくり」を計画しているほか、6月と7月には郷土・伝統文化体験事業を計画しております。また、7月には「七夕短冊づくり」、12月には「もちつき体験会」、2月には「節分の豆まき」といった、日本の伝統行事を体験できる事業を計画するほか、参加型事業として、4月に「ベーゴマ教室」、7月、8月、1月、2月を除く主に第三日曜日に、紙芝居サークルとの共催事業で「紙芝居を楽しもう」を計画している。

展示事業については、4月に「鯉のぼり・五月人形の展示」、7月に「盆棚の展示」、9月に「十五夜の展示」と「なつかしい生活用品展」、10月に「十三夜の展示」と「おかまさまの展示」、11月に「亥の子のぼたもちの展示」、「エベスコの展示」、12月に「郷土かるたとなつかしいおもちゃ展」、「鏡もちの展示」、1月に「あぼひぼの展示」、「まゆ玉の展示」、「エベスコの展示」、「昭和の結婚式の展示」、2月に「ひな人形の展示」と、小平に伝わる年中行事の展示を季節ごとに行う計画としている。このほか、通年の事業として、市内外の小学校の団体見学の受け入れを計画している。

表の右半分の列には、地域の振興に関する事業の計画案を掲載している。令和6年度も、小平ふるさと村の特性を生かした事業を計画して、小平ふるさと村に賑わいを持たせるとともに、地域の振興を図る。主な事業としては、4月に福祉施設や手づくり雑貨の作家団体などと連携して開催する「春を楽しむ日」を計画している。また、5月には「ゴールデンウィーク企画」と、

「古民家コンサート」を計画している。8月には、小平の夏の風物詩である「小平グリーンロード灯りまつり」の日程に合わせ、鈴木ばやし保存会、市内の大学などの団体と連携して、小平ふるさと村を、灯りまつりの会場の一つとして参加する計画としている。11月には「ふるさと村の村まつり」や、武蔵野手打ちうどん保存普及会と共催で「麦まき日待ち秋のまつり」を、3月には、ふるさと村公演として和楽器演奏会を計画している。

このほか、小平ふるさと村を訪れた方から市内及び周辺の見どころをお尋ねいただいた際にはご案内をするといった観光案内も、通年の事業として行う。また、JA東京むさしと連携して、例年は年2回程度実施している、小平産の花苗などを販売する「園芸大市」についても、JA東京むさしと連携、協力していく予定である。令和6年度についても、引き続き小平市や小平市文化協会、関係団体と連携して事業を計画していく。

令和6年度 小平ふるさと村自主事業計画案全体としては、合計42事業を計画案としている。以上が、令和6年度小平ふるさと村の自主事業の計画案の概要である。
事業計画案の説明は以上である。

質疑はなく、関口議長が議案について諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決された。

(5) 第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する規程の制定について」

関口議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のような説明があった。

首藤事務局長 本案は、令和4年1月1日に施行された「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律」、いわゆる「電子帳簿保存法」に沿って、適切に電子データを保全するための規程である。

主な内容であるが、近年のデジタル化を背景に、電子データによってやりとりした取引情報は電磁的記録として保存すること、また保存された電子データの削除・訂正を原則禁止とし、業務処理上やむを得ない理由により削除・訂正する場合には、一定の手続きを必要とする旨を定めるものである。なお、施行期日については、来年1月1日を予定している。

説明は以上である。

質疑はなく、関口議長が議案について諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決された。

(6) 第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 会計処理規程の一部改正について」

関口議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のような説明があった。

首藤事務局長 本案は、現行の会計処理規程について、実務を行う上で他の規程等との整合を図るため、改正を行うものである。

具体的な改正内容は2点である。1点目は、会計処理上の決裁区分の規定についてである。会計処理規程と、事務処理規程の間において、「収入に関すること」及び「1件の予定価格が500万円未満の契約及び支出に関すること」の決裁区分について、実務上、事務処理規程の決裁区

分に従って処理をしていることから、会計処理規程を改め、事務処理規程との整合を図るものである。

2点目は、決算書類の承認についてである。定款上は、事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録について、定時評議員会において報告し、承認を受けなければならないこととされ、実務においてもそのように承認を得ているが、会計処理規程にはその旨が規定されていなかったため、定款と整合するよう改正するものである。

施行期日については、来年1月1日を予定している。説明は以上である。

質疑はなく、関口議長が議案について諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決された。

(7) 第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 職員の給与に関する規程の一部改正について」

関口議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のような説明があった。

首藤事務局長 第4号議案、公益財団法人小平市文化振興財団 職員の給与に関する規程の一部改正について説明する。現在、小平市議会12月定例会において、「小平市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が上程され、審議されているところである。当財団の給与制度については小平市に準じていることから、関係規程について同様の整備を行うものである。

具体的な改正内容は給料表の改定である。当財団の給与制度については小平市に準じていることから、全般的に給与の月額を引き上げるものである。

施行期日については、本年4月1日から適用するものとする。

なお、本改正案は、現在開会中の小平市議会12月定例会で給与条例の改正議案が、12月20日に最終日を迎える本議会において可決された場合に効力を有するものとの条件付きでご審議いただきたい。

説明は以上である。

質疑はなく、関口議長が議案について諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決された。

(8) 第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和5年度第2回評議員会の招集について」
関口議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のような説明があった。

首藤事務局長 本案は、評議員会招集について、定款第17条第1項の規定により、評議員会は理事会の決議に基づき代表理事が招集することとなっていることから、その決議について諮るものである。案件としては、定款第7条第1項において、先ほどご審議いただいた議事日程第3の第1号議案については、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならないと規定されていることから、今月19日火曜日午前10時から当館において、第2回評議員会を開催し、ご審議をお願いするものである。

説明は、以上である。

質疑はなく、関口議長が議案について諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決された。

(9) その他

首藤事務局長から、次のように報告があった。

首藤事務局長 私から3件報告する。まず初めに、当財団の基本財産の新たな運用先の検討状況について報告する。現在、当財団は財務諸表等に記載されているとおり、基本財産として5億円分の北海道公募公債を保有している。こちらの北海道債が令和6年1月31日に償還期日を迎えることから、今後の基本財産の運用先について、事務局で検討し、準備を進めているところである。

基本財産の運用にあたっては、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に従い、元本が確実に回収でき、かつ常識的な運用益が得られることを見込んで、国債または地方債を運用してきた。また、当財団の指定管理者としての指定期間が5年であることに合わせ、5年ものの債券を購入することとしている。

これらの条件のもと、複数の証券会社からの提案を受けた中から、最も条件のよい運用先として、大阪府公募公債の購入を検討している。運用先として信用できること、国債よりも利回りが良いことや、5億円分の債券を一括で購入できることなどが理由である。

以上のことから、大阪府公募公債を新たな基本財産の運用先として、今月中の購入に向けて手続きを進めていく。

1件目の報告は、以上である。

2件目は、当財団職員の期末手当の改正についてである。現在、小平市議会で開会中の市議会12月定例会において、「小平市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の議案が提出され、審議されているところである。主な改正内容であるが、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を現行の4.55月から4.65月とするものである。なお、本年度については、12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるものである。

当財団の給与制度については小平市に準じており、期末手当の細目は要綱で定めていることから、市議会12月定例会で給与条例の改正議案が12月20日に最終日を迎える本会議で可決された場合に、当該要綱について市と同様の内容で改定を行うものである。

2件目の報告は、以上である。

最後に、当財団の次期指定管理業務について報告する。当財団は、指定管理者として小平市民文化会館と小平ふるさと村を管理・運営しているが、来年3月をもって期間が満了となる。来年度からの指定管理について、去る9月25日に小平市の指定管理者選定委員会において審査をいただき、次期指定管理候補者として選定をいただいている。正式な決定は、現在開会中の小平市議会12月定例会において決定される予定である。

報告は、以上である。

事務局からの報告後、特に質疑はなかった。

続いて、永瀬総務担当主任から第3回定時理事会の日程について連絡があった。

他に質問や意見はなく、午前11時30分、関口議長が閉会を宣言し会議は終了した。

議事録の作成に係る職務を行った者の氏名：総務課総務担当主任 永瀬泰史

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は次のとおり署名捺印する。

令和 年 月 日

代表理事（議長） ㊟

議事録署名監事 ㊟

議事録署名監事 ㊟